

ごみ・リサイクルに関する Q&A

Q. 地域やボランティア活動で清掃したごみの処理はどうすればいいですか？

A. 地域やボランティア活動で道路沿線や公園など清掃活動をされるときは、事前に清掃工場へご連絡ください。

その際に、活動日時や収集方法についての打ち合わせを行います。

なお、「燃やすごみ」・「燃やさないごみ」・「リサイクル品」の3つに分別していただきます。詳しくは清掃工場までお問い合わせください。

■ 清掃工場 24-0959
■ 生活環境課 23-8122

※上記活動に対するボランティアごみ袋の配布に関することは生活環境課へお問い合わせください。

Q. 引っ越しで多量のごみが出ます。どうすればいいですか？

A. 通常は引っ越しで出たごみでも、きちんと分別をしていただき、清掃工場へ搬入することになっていますが、時間が限られて早急に処理しないといけない場合などは、特定一般廃棄物として処理業者（有料）へ依頼することができます。

ただし、事前に生活環境課窓口で申請し、許可を受ける必要があります。

■ 生活環境課 23-8122（申請者の印鑑が必要になります）

Q. 不法投棄を見つけたら？

A. 不法投棄は犯罪です！見つけたら通報してください。多量に投棄されている場合は、警察へ通報してください。なお、捨てられたごみの処分は土地管理者（所有者）が責任を持つて行うこととなります。

■ 清掃工場 24-0959 ■ 小林警察署 23-0110

Q. 犬猫の死骸を見つけたら？

A. 路上にある犬や猫の死骸で、飼い主が判らず自分で処理できないものは、清掃工場までご連絡ください。

なお、国道・県道は、小林土木事務所にご連絡ください。

公共施設以外のものについては、土地管理者（所有者）で埋葬など処分をお願いします。

■ 清掃工場 24-0959 ■ 小林土木事務所 23-5165